### 新型コロナウイルス感染症の対応について

1 立川市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催状況

(令和3年9月10日以降)

·					
	開催日時	決定・報告・検討・確認事項			
69	9月10日(金)	1. 市内の感染状況等について			
	午後 5 時 10 分~	新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況につい			
		て、別紙のとおり報告がありました。(別紙1)			
		2. 緊急事態宣言下における対応について			
		緊急事態宣言の延長が決定されたことを受け、東京都が			
		令和3年9月9日付で発表した「新型コロナウイルス感染			
		拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」(別紙			
		2)に基づき、第65回新型コロナウイルス感染症対策本部			
		会議で決定した以下の事項について、令和3年9月30日			
		(火)まで期間を延長して対応することとしました。			
		・公共施設等の利用制限及びイベント等の取り扱いに			
		ついて(別紙3)			
		・教育委員会の対応について(別紙4)			
		・市職員の勤務体制について			
		・緊急事態宣言に係る市民周知について			
		3. 新型コロナウイルスワクチン接種事業について			
		ワクチン接種事業について、最新の接種状況等に関して			
		別紙のとおり報告がありました。(別紙5)			
		4. 立川市新型コロナウイルス感染症緊急支援事業について			
		新型コロナウイルス感染症に罹患した方を支援するた			
		めに実施している以下の取り組みについて、報告がありま			
		した。			
		・ 新型コロナウイルス感染症自宅療養者へのパルスオ			
		キシメーターの貸与(別紙6)			
		・ 新型コロナウイルス感染症退院支援事業(別紙7)			
		5. 新型コロナウイルス感染症対策立川市緊急対応方針(第			
		5弾)の検討について			
		新型コロナウイルス感染症対策 立川市緊急対応方針第			
		5 弾について、①地域医療・地域福祉事業にかかわる取り			
		組み ②地域住民と市民生活にかかわる取り組み ③地域			

		経済と新たな環境づくりにかかわる取り組み ④感染予防 対策の取り組みの4つの柱を軸として骨子案をまとめ、具 体的取組事項についての整理していくことを確認しまし た。
70	9月16日(木)午後2時~	1. 市内の感染状況等について 新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。(別紙1)  2. 新型コロナウイルス感染症対策立川市緊急対応方針(第5弾)について 新型コロナウイルス感染症対策 立川市緊急対応方針第5弾について、①地域医療・地域福祉事業にかかわる取り組み ②地域住民と市民生活にかかわる取り組み ③地域経済と新たな環境づくりにかかわる取り組み ④感染予防対策の取り組みの4つを柱として、別紙のとおり支援を着実に実行するため、新規取り組みなどについて補正予算案を提出し、取り組んでいくこととしました。(別紙2)  3. 新型コロナウイルスワクチン接種事業についてワクチン接種事業について、最新の接種状況等に関して別紙のとおり報告がありました。(別紙3)

### 新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和3年9月10日(金)(午後5時10分~)に、第69回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のとおり決定等いたしました。

記

### 【決定等事項】

### 〇 市内の感染状況等について

新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。(別紙1)

### ○ 緊急事態宣言下における対応について

緊急事態宣言の延長が決定されたことを受け、東京都が令和3年9月9日付で発表した「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」(別紙2)に基づき、第65回新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定した以下の事項について、令和3年9月30日(火)まで期間を延長して対応することとしました。

- ・公共施設等の利用制限及びイベント等の取り扱いについて(別紙3)
- ・教育委員会の対応について(別紙4)
- ・市職員の勤務体制について
- ・緊急事態宣言に係る市民周知について

### ○ 新型コロナウイルスワクチン接種事業について

ワクチン接種事業について、最新の接種状況等に関して別紙のとおり報告が ありました。(別紙5)

### ○ 立川市新型コロナウイルス感染症緊急支援事業について

新型コロナウイルス感染症に罹患した方を支援するために実施している以下 の取り組みについて、報告がありました。

・新型コロナウイルス感染症自宅療養者へのパルスオキシメーターの貸与(別紙6)

- ・新型コロナウイルス感染症退院支援事業(別紙7)
- 新型コロナウイルス感染症対策立川市緊急対応方針(第5弾)の検討について

新型コロナウイルス感染症対策 立川市緊急対応方針第5弾について、①地域 医療・地域福祉事業にかかわる取り組み ②地域住民と市民生活にかかわる取り 組み ③地域経済と新たな環境づくりにかかわる取り組み ④感染予防対策の取り組み の4つの柱を軸として骨子案をまとめ、具体的取組事項についての整理 していくことを確認しました。

立川市新型コロナウイルス感染症患者の発生状況

[令和3年9月]																														1
市合新公丰口	1日	2日	3日	4日	12日	日9	月2	日8	9日	10日	11日1	12日1	3日1	.4目1	.5日1	6日 1	7日18	3日 19	э 🛮 20	11日 12日 13日 14日 15日 16日 17日 18日 19日 20日 21日 22日 23日 24日 25日 26日 27日 28日	H 22	H 231	B 24	H 251	H 26F	E 271	⊟ 281	日 29日	30日	
米水平力火工	(米)	€	<b>₩</b>	Ĥ	<u> </u>	Ē	3	( <del>X</del>	€	(領	Ĥ	<u> </u>		(月) (水) (米)		€	···· (併	<del>(H)</del>	(H)	(月) (米) (米)	(£)	( <del>\</del>	( <del>は</del> )	(H)	(E)	( <b>A</b> )	(¥)	( <del>X</del> )	<u>*</u>	
新たな患者数	25	21	25	25	22	∞	∞	6	13									_												
患者数の累計	2958	2979 3004 3029 3051 3059 3067 3076 3089	3004	3029	3051	3029	3067	3076	3089																					1
退院等者数の累計	2639	2670	2686	2723	2758	2788	2670 2686 2723 2758 2788 2791 2870 2883	2870	2883																					1
入院・療養中の患者数	319	309	318	306	293	271	276 206	206	206	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
[令和3年8月]			1	1		1		1	1	1		1	1					$\mid \; \mid$			-									,
市产業公主口	1日	2日	3∄	4日	12日	日9	1日	日8	9日	10日	11日1	12 E 1	3日1	4日1	5日 1	6日 1	7日 18	8日 19	э 🛮 20	11   12   13   14   15   16   17   18   19   20   21   22   23   24   25   26   27   28   29	H 22	H 231	H 24	H 251	H 26F	E 271	H 281	3 29 E	30E	30日 31日
米小部ム火口	(日)	<u>E</u>	<b>⊗</b>	(米)	€	<b>領</b>	( <del>+</del>	(田)	(H)	3	(米)	€	(乗)	) ( <del>+</del> )	(田)	(F)	(米)	(3/4)	( <del>大</del> )	(金) (土)	(E)	1) (月)	) (火)	(水)	€ (¥	( <del>集</del> )	( <del>+</del>	(E)	(月)	<b>⊗</b>
新たな患者数	36	26	17	40	28	39	36	29	37	17	32	29	41	49	37 4	42 1	16 4	42 7	9 02	60 63	3 47	7 39	9 28	3 32	2 45	5 34	1 28	3 37	23	15
患者数の累計	1795	1821         1838         1878         1936         1975         2011         2040         2077         2094	1838	1878	1936	1975	2011	2040	2077		2126 2	2185 2	226 2	275 2	312 2	354 2:	370 2	112 24	182 25	2126 2185 2226 2275 2312 2354 2370 2412 2482 2542 2605 2652 2691 2719 2751 2796 2830 2858 2895 2918 2933	05 26!	52 269	11 271	9 275	1 279	16 283	30 285	8 289	5 2918	3 2933

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	日9	日9	4E 5E 6E 7E 8E	日8	9日 1	11 日0日 日6		2日13	3日 14	1日	日 16	日 17	日 181	191 E	8       12       12       12       12       13       14       15       15       16       17       18       19       20       21       22       23       24       26       29       30       31       30       31       30       31       32       33       34       36       37       38       30       30       31       32       33       34       36       37       38       39       30       30       30       31       32       33       34       36       36       37       38       39       30       31       31       31       32       33       34       35       36       37       38       30	121	3 22E	1 23E	3 24 E	1 25 E	1 26 E	1 27 E	3 28E	1 29 E	30E	31日
	€	<b>₩</b>	<del>(</del> H	<u> </u>	<u>E</u>	3	(日) (月) (火) (水) (金)	€	_	<del>)</del>	<u> </u>	<u> </u>	(Z	<u>\$</u>	(A	(F)	<u>—</u>	<u></u>	日 月 (以)(水)(水)(木)(金)(土)(日)(月)(火)(水)(水)(祝)(祝)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)	<u>₹</u>	(祝)	完 完	<del>H</del>	(H)	<u>E</u>	3	<u>**</u>	*	<b>領</b>	<u> </u>
新たな患者数	2	9	3	3	2	0	6 3 3 5 0 2 7	7	9	7	8	3	3 (	3 9	3 1.	1 10	11	9	8 3 3 6 8 11 10 11 6 3 8 7 16 15 14 20 21 15 30 37 36	8	7	16	15	14	20	21	15	30	37	36
患者数の累計	1432 1438 1441 1444 1449 1451 1458 1464 1471 1479 1482 1485 1491 1499 1510 1520 1531 1537 1540 1548 1555 1571 1586 1600 1620 1641 1656 1686 1723 1759	1438	1441	1444	1449	1449	1451	1458 1	464 1	471 1	479 1	182 17	185 14	.91 14	99 15:	10 152	20 153	1 153	7 154	0 154	8 155	5 157.	1 158(	9 1600	1620	) 164:	1 1656	1686	1723	3 1759
退院等者数の累計	1381 1385 1389 1391 1393 1396 1406 1410 1416 1422 1422 1425 1428 1428 1432 1440 1445 1445 1446 1452 1460 1468 1471 1476 1484 1484 1488 1497 1505 1517 1530 1548	1385	1389	1391	1393	1396	1406	1410 1	416 1	422 1	422 1	124 14	125 14	28 14	32 14:	36 144	10 144	:5 144	.6 145;	2 146	0 146	3 147.	1 1470	5 1484	1 1488	3 149	7 150	1517	1530	1548
入院・療養中の患者数	51	53	52	53 56 53	99	53	45 48 48 49	48	48		22	38 6	9 00	3 6	7 7.	4 80	98 (	91	58 60 63 67 74 80 86 91 88 88 87 100 110 116 132 144 151 169 193 211	38	87	100	) 110	116	132	144	1 151	169	193	3 211

2080

2067

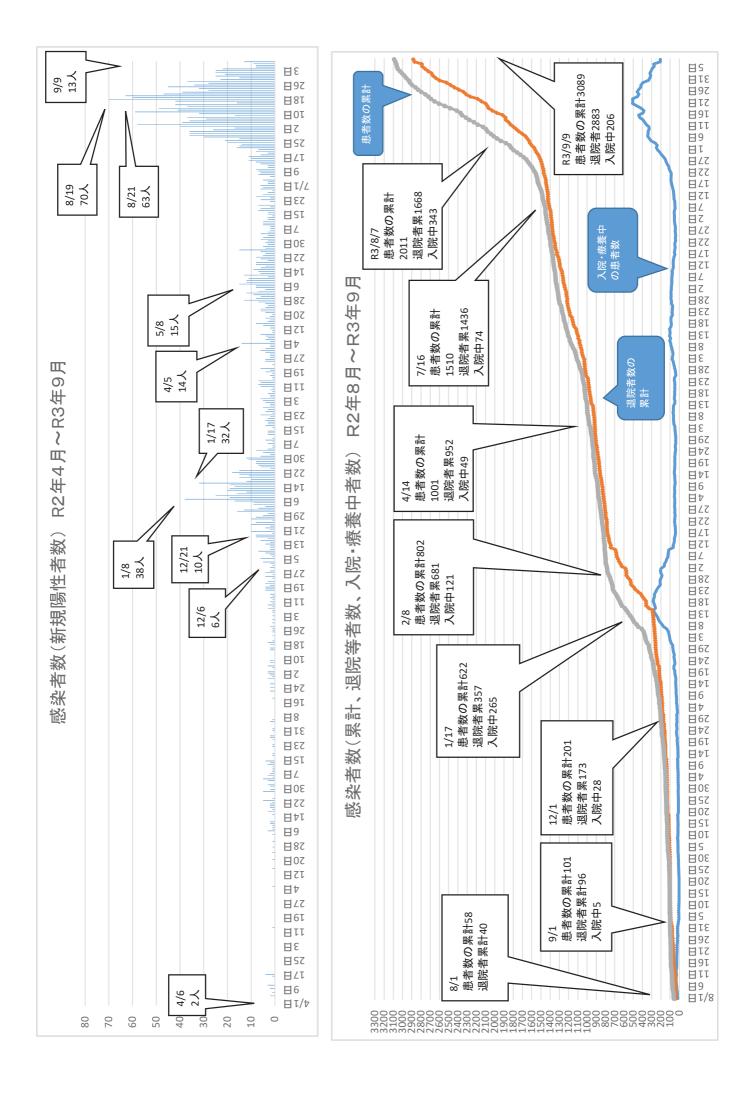
234

入院・療養中の患者数

[令和3年7月]

1561

退院等者数の累計



### 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等

令和3年9月9日

東京都

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

### (1) 区 類

都内全域

### (2)期間

0時から9月30日 (木曜日) 24時まで (日曜日) 令和3年7月12日

### (3) 措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の 要請を実施

### 1)都民向け

쐓 ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請

### 2事業者向け

- ・施設の使用停止の要請 (休業の要請)
- (営業時間短縮の要請) 施設の使用制限の要請
- ・催物(イベント等)の開催制限

ঋ

### 2. 都民向けの要請

●日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)

出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への 原則として外出しないこと等を要請

●特に、以下のことについて徹底することを要請(法第45条第1項)

・デルタ株に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、 混雑した場所等への外出を半減すること

・20時以降の不要不急の外出を自粛すること

・外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること

・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に 応じていない飲食店等の利用を厳に控えること ・不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動を極力控えること

・路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛すること

## (1)飲食店及び飲食に関連する施設への要請①

要請內容	
内部	
<b>施設の種類</b> (施行令第11条)	

酒類又はカラオケ設備を 提供する遊興施設(第11号) 飲食店営業許可を受けて いないカラオケ店及び 利用者による酒類の店内 持込を認めている施設を 会む。

キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー(接待や遊興を伴うもの)、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設

飲食店 (居酒屋を含む。)、 喫茶店、 バー (接待や遊興を伴わないもの)等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。

酒類又はカラオケ設備を 提供する飲食店 (第14号) 利用者による酒類の店内 持込を認めている施設を 含む。

酒類又はカラオケ設備を 提供する集会場等 (第5号) 利用者による酒類の店内 持込を認めている施設を 会む。

結婚式場

●休業を要請 (法第45条第2項)

酒類及びカラオケ設備の提供、 並びに利用者による酒類の店内持込を 取り止める場合を除く。

### 事業者向けの要請等

## (1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請②

### 施設の種類

(施行令第11条)

カラオケ設備を使用しない 酒類を提供せず、かつ 遊興施設 (第11号) 飲食店営業許可を受けていない カラオケ店及び利用者による 酒類の店内持込を認めている 施設を除く。

カラオケ設備を使用しない 酒類を提供せず、かつ 飲食店(第14号)

利用者による酒類の店内持込を 認めている施設を除く。

カラオケ設備を使用しない 酒類を提供せず、かつ 集会場等(第5号) 利用者による酒類の店内持込を 認めている施設を除く。

結婚式場

### 品 图

キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー(接待や遊興を伴うもの)、 パブ箏のつち、1

飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店、 (一 (接待や遊興を伴わないもの)

食品衛生法上における飲食店 営業許可を受けている施設

法第45条第2項 **営業時間短縮**を要請(5時から20時まで)

要請內容

特措法施行令第12条に規定される各措置の **実施**を要請 (法第45条第2項)

従業員に対する検査の勧奨

入場をする者の整理等

発熱等の症状のある者の入場の禁止

手指の消毒設備の設置

事業を行う場所の消毒

入場をする者に対するマスク着用周知

感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む)

施設の換気

アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置

(法第45条第2項) **●営業時間短縮**を要請(5時から20時まで)

●特措法施行令第12条に規定される各措置の **実施**を要請(法第45条第2項)

●以下の事項について、協力依頼

・「1.5時間以内」での開催

いずれか小さいほう」での開催 [50人又は収容定員の50%の

(法第24条第9項) ●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請

### (2) イベント関連施設等への要請

要請內容	<ul> <li>●規模要件等に沿った施設の使用を要請(法第24条第9項)</li> <li>(「3 (6) イベントの開催制限」参照)</li> <li>●営業時間短縮を要請         <ul> <li>○イベント開催の場合</li> <li>営業時間短縮(5時~21時)を要請(法第24条第9項)</li> <li>○イベント開催以外の場合(1,000㎡超の施設)</li> <li>宮業時間短縮(5時~20時)を要請(法第24条第9項)</li> </ul> </li> </ul>	(1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~20時)の協力を依頼 ○映画館 (1,000㎡超の施設) <b>営業時間短縮(5時~21時)</b> を要請(法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼	<ul> <li>◆特描広随行令第12条に規定される各描直の実施を要請</li> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止</li> <li>(すでに入場している者の退場を含む)</li> </ul>	<ul> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置</li> <li>(アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li> <li>●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請(法第24条第9項)</li> <li>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請(法第24条第9項)</li> <li>●業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)</li> </ul>
上 下	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場等等	集会場、公会堂 等	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る。)
施設の種類 (施行令第11条)	劇場等 (第4号)	集会場等 (第5号)	展示場 (第6号)	ホテル等 (第8号)

## (3) イベントを開催する場合がある施設への要請

# (4)参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設への要請

要請內容	<ul> <li>■営業時間の短縮</li> <li>(1,000㎡超の施設)</li> <li><b>営業時間短縮(5時~20時)</b>を要請(法第24条第9項)</li> <li>(生活必需物資を除く。)</li> <li>(1,000㎡以下の施設)</li> <li>営業時間短縮(5時~20時)の協力を依頼 (牛活必需物資を除く。)</li> </ul>	<ul> <li>◆特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請</li> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・予熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・1 にをする者に対するの方は</li> </ul>	・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・ 施設の換気 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) ● <b>百貨店の地下の食料品売り場等に対し、特措法施行令第12条</b> ( <b>こ規定される各措置の実施</b> を要請(法第24条第9項)	<ul> <li>施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の 自粛を要請 (法第24条第9項)</li> <li>利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)</li> <li>業種別ガイドラインの遵守 (法第24条第9項)</li> </ul>
吊 内	大規模小売店、ショッピングセンター、 百貨店 等	マージャン店、パチンコ屋、 ゲームセンター 等	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、 射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場 等	スーパー銭湯、ネイルサロン、 エステティック業、リラクゼーション業 等
施設の種類 (施行令第11条)	商業施設 (第7号)	遊技場 (第9号)	遊興施設 (第11号)	商業施設 (第12号)

### (5) その他の施設

<b>施設の種類</b> (施行令第11条)	内記	要請內容
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	以下仓事括一一、一节十九件标
保育所等(第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	以下の事項について、励力を依頼・感染リスクの高い活動等の制限・遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施を指揮した
大学等(第3号)	大学等	
集会場等(第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備 使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
博物館等(第10号)	図書館	入場整理の実施の協力を依頼
遊興施設(第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼・入場整理の実施・決場整理の実施を過ぎます。
商業施設(第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、 貸衣装屋、クリーニング店 等	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
学習塾等(第13号)	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼

●全施設について、**業種別ガイドラインの遵守**等、**感染防止対策の徹底**を要請(法第24条第9項)

### (6) イベントの開催制限

に沿った開催を (人数上限·収容率等) ●イベント主催者等に対して、規模要件等 要請(法第24条第9項)

X容定員	10,000人超	5,000人まで可
施設の収容定	10,000人以下	収容定員の半分まで可

- **営業時間短縮**を要請(5時から21時まで)(法第24条第9項)
- **業種別ガイドラインの遵守**等を要請(法第24条第9項)
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底を要請

(法第24条第9項)

●接触確認アプリ(C O C O A )の利用奨励を要請(法第24条第 9 項)

### (7) 職場への出勤等

- 職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、 出勤者数の7割削減を目指すことを要請(法第24条第9項)
- 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅を要請

(法第24条第9項)

▲:開館時間の短縮を要請する施設(法第24条第9項) △:開館時間の短縮を協力依頼する施設

		旧で女前する心故(広先24未分5点) Δ·州路吋间の 及相で励力取积する心故
施設名称	7月12日から9月 30日までの対応	備考
スポーツ施設 (泉体育館、柴崎体育館、練成館(屋内体育施設))	<b>A</b>	・泉体育館、柴崎体育館は19時まで(夜間区分利用休止。イベント開催の場合は21時まで) ・練成館は20時まで ・体育室、トレーニング室、プールについて、入替制及び人数制限あり
学校施設の貸出 (体育館・校庭(スポーツ利用))		・開館時間: 20時まで ・校庭100人以内、体育館40人以内の利用制限あり
スポーツ施設 (野球場、庭球場など屋外体育施設)		・開館時間:19時まで(夜間区分利用休止。イベント開催の場合は21時まで)・1イベント100人以内
たましんRISURUホール (立川市市民会館)	<b>A</b>	・開館時間:20時まで(イベント開催の場合は21時まで) ・収容率50%
旧若葉小学校	<b>A</b>	・開館時間:20時まで ・校庭100人以内、体育館40人以内の利用制限あり
歴史民俗資料館	Δ	·収容率50%
古民家園	Δ	·収容率50%
女性総合センターアイム	Δ	·収容率50%
子ども未来センター (立川まんがぱーくを含む)	Δ	〇子ども未来センター;会議室等の貸出について定員の50%に制限 〇まんがぱーく:入場上限数を制限する(120人)。開館時間を短縮し、土日は整理券を配 布して入替制(2部制)、酒類の提供自粛及び持ち込み禁止(法第24条第9項)
たちかわ創造舎	Δ	·収容率50%
学校施設の貸出(教室)	Δ	·20人以内
たまがわみらいパーク	Δ	·収容率50%
清掃工場の付帯施設	Δ	·収容率50%
学習館	Δ	·収容率50%
学習等供用施設	Δ	·収容率50%
西砂リサイクルショップ	Δ	・店内が混雑した場合、入場を制限する場合あり
福祉会館	Δ	·収容率50%
立川競輪場	Δ	・本場を無観客開催とし、場外開催は開催中止とする。
児童館	Δ	・混雑した場合、入場を制限する場合あり
図書館	Δ	[人数]中央館 施設定員を50%以下の 250人以内に制限 地区館 館の規模に応じて50%以下の定員制限 [時間] 60分以内
八ヶ岳山荘	Δ	食堂、浴室について、入替制及び人数制限あり

<sup>・</sup>各施設、利用時間は原則20時までとします。

<sup>・</sup>イベントの取り扱いについては、別紙2「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」3. 事業者向けの要請等(6)イベント開催の制限(都内全域)に準じることとします。

<sup>・</sup>今後の状況によっては対象施設や期間が変更となる可能性があります。その際は改めてお知らせいたします。

### 緊急事態宣言再延長に伴う教育委員会の対応について

### 1 学校教育について

### (1) 基本的方針

- ・学校については、感染症対策をさらに徹底しながら学びを途切れさせないため、 学校運営を継続する。
- ・感染症対策を講じてもなお感染リスクが高くなる活動は制限し、今後の実施に向け、時期や方法等を調整するとともに代替案も検討する。
- ・複数の感染者、濃厚接触者が確認され、臨時休業とする場合は、タブレット PC 等を活用して児童・生徒とつなぎ、学びを継続する。

### (2) 具体的対応

①主な学校行事

・宿泊行事延期を前提とし、見学先等の状況を踏まえて検討する。

・校外学習 延期を前提とし、見学先等の状況を踏まえて検討する。

・授業公開 感染症対策を踏まえて検討する。

・中学校部活動 都立学校の取扱いに準じ、感染症対策及び熱中症対策を徹 底し、各学校の状況を踏まえて検討する。

### ②教育活動時の配慮事項

引き続き以下の感染症対策等の取組を実施する。

- ・ 検温等の健康観察
- ・学校生活の中での感染予防
- ・欠席児童・生徒に対して、タブレット PC 等を活用した学習支援
- ・児童・生徒の心のケア 等

### 2 社会教育施設について

### (1) 基本的方針

教育委員会所管の地域学習館、学習等供用施設、学校施設開放等については、 市民利用施設として市長部局の関連部署の施設と同対応とする。

### 新型コロナウイルスワクチン接種の状況について

### 1 新型コロナウイルスワクチン接種状況

### (1)接種実績(年齢別)

			9月6	日(月)	
年齢	対象者数	1回目	接種率	2回目	接種率
90~	2,667	2,150	80.6%	2,046	76.7%
80~89	11,921	10,495	88.0%	10,132	85.0%
70~79	21,279	18,644	87.6%	18,122	85.2%
65~69	9,669	7,994	82.7%	7,729	79.9%
60~64	9,340	7,014	75.1%	6,161	66.0%
50~59	26,304	17,400	66.1%	14,128	53.7%
40~49	28,494	15,955	56.0%	10,435	36.6%
30~39	22,911	7,121	31.1%	3,396	14.8%
20~29	22,140	5,261	23.8%	3,042	13.7%
12~19	12,490	4,524	36.2%	658	5.3%

<sup>※</sup>VRS (ワクチン接種記録システム) に基づいたデータで、実際の数とは2週間程度のタイムラグがある。

### (2)接種実績(階層別)

			9月6	日(月)	
年齢	対象者数	1回目	接種率	2回目	接種率
65~	45,536	39,283	86.3%	38,029	83.5%
~64	139,125	57,275	41.2%	37,820	27.2%
全体	184,661	96,558	52.3%	75,849	41.1%

※対象者数は、令和3年4月1日現在の人口数

※9月9日現在、対象者(12歳以上)の合計では1回目105,761名(接種率57.3%)、 2回目81,333名(44.0%)

### 2 柴崎市民体育館における大規模接種

[日時] 9月11日 (土) 午後2~5時、12日 (日) 午前9~午後4時 (お昼を除く) [対象]立川市民、合計3,600名 (予定)

[予約状況]

9月11日PM	9月12日AM	9月12日PM
1, 019/1, 200	357/1, 100	199/1, 055

### 3 女性総合センター・健康会館における集団接種

【女性総合センター】全18回

[日時]8月23日(月)~9月30日(木)の平日夜間(※9月16日(木)は除く)

[予約状況]

9/10 (金)	9/13 (月)	9/14 (火)	9/15 (水)	9/17 (金)	9/21 (火)
225名	126名	105名	149名	101名	103名
9/22 (水)	9/24 (金)	9/27 (月)	9/28 (火)	9/29 (水)	9/30 (木)
122名	238名	125名	54名	63名	77名

### 【健康会館】全4回

[日時] 8月21日(土)、28日(土)、9月4日(土)、18日(土) いずれも9時00分~16時00分

[予約状況]

9月18日 596/660

9月18日は、12~18歳を対象

### 5 柴崎市民体育館・女性総合センター接種予約増加対応

- ・年齢制限を撤廃し、接種対象者を12歳以上の市民全員に変更する。
- ・子育て中の保護者が安心して接種できるよう、乳幼児の一時保育を行う。
- ・予約なく接種可能な体制を構築する。
- ・柴崎市民体育館においては、クラスター発生予防の視点から市内高校・大学に通学する生徒・ 学生を対象に接種枠として開放する。なお、付添の保護者1名の接種を可とする。

### 新型コロナウイルス感染症自宅療養者への パルスオキシメーターの貸与について

立川市では、8月25 日から、新型コロナウイルス感染症自宅療養者に食料等の支援を行っておりますが、ここで、東京都の支援策をさらに補うために、パルスオキシメーターの貸与を行います。

自宅療養中の体調の変化については、血中酸素飽和度を指で確認できるパルスオキシメーターの使用が有効であり、自宅療養者の不安を少しでも軽減できるよう次のような支援を実施します。

記

・支援期間:令和3年9月9日(木)から当面の間(1ヶ月程度)

・貸与期間:自宅療養期間が終了するまで

・対象者:原則として新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅療養している市内在住者(すでに東京都からパルスオキシメーターを貸与されている方を除く)

・配 送 物:パルスオキシメーター1台

・申 込 等:電話(委託業者:株式会社消防弘済会:042-523-3337) および電話ができない障害者の方はFAX(042-525-3302) により申込(平日9:00 から17:00)。ホームページ、見守りメール等により周知。申込を受け、業者が配送を行う。

### 新型コロナウイルス感染症退院支援事業への 対応について

新型コロナウイルス感染症患者の激増に伴い、自宅療養者が大幅に増加しています。そうした中で、病床のひっ迫状況を少しでも解消していくため、軽症となった患者で自宅療養可能な方の退院を支援することで病床の確保を図ります。

新型コロナウイルス感染症により入院後、軽症となり自宅療養可能な状況になっても、帰宅するための交通手段がない場合があります。そうした時に、公共交通機関以外の交通手段を提供することで、入院病床の有効な活用に寄与してまいります。

実施は立川市医師会が行い、実績に基づき補助金の交付を行います。

記

・支援期間:令和3年9月9日(木)から当面の間(2ヶ月程度)

・対象者:新型コロナウイルス感染症で立川市内の病院に入院しており、自 宅療養可能とされ、原則として帰宅に際して、交通手段がない市 内在住者

・支援内容:入院先から自宅までの送迎・実施機関:一般社団法人 立川市医師会

### 新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和3年9月16日(木)(午後2時~)に、第70回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のとおり決定等いたしました。

記

### 【決定等事項】

### 〇 市内の感染状況等について

新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。(別紙1)

### ○ 新型コロナウイルス感染症対策立川市緊急対応方針(第5弾)について

新型コロナウイルス感染症対策 立川市緊急対応方針第5弾について、①地域医療・地域福祉事業にかかわる取り組み ②地域住民と市民生活にかかわる取り組み ③地域経済と新たな環境づくりにかかわる取り組み ④感染予防対策の取り組みの4つを柱として、別紙のとおり支援を着実に実行するため、新規取り組みなどについて補正予算案を提出し、取り組んでいくこととしました。(別紙2)

### ○ 新型コロナウイルスワクチン接種事業について

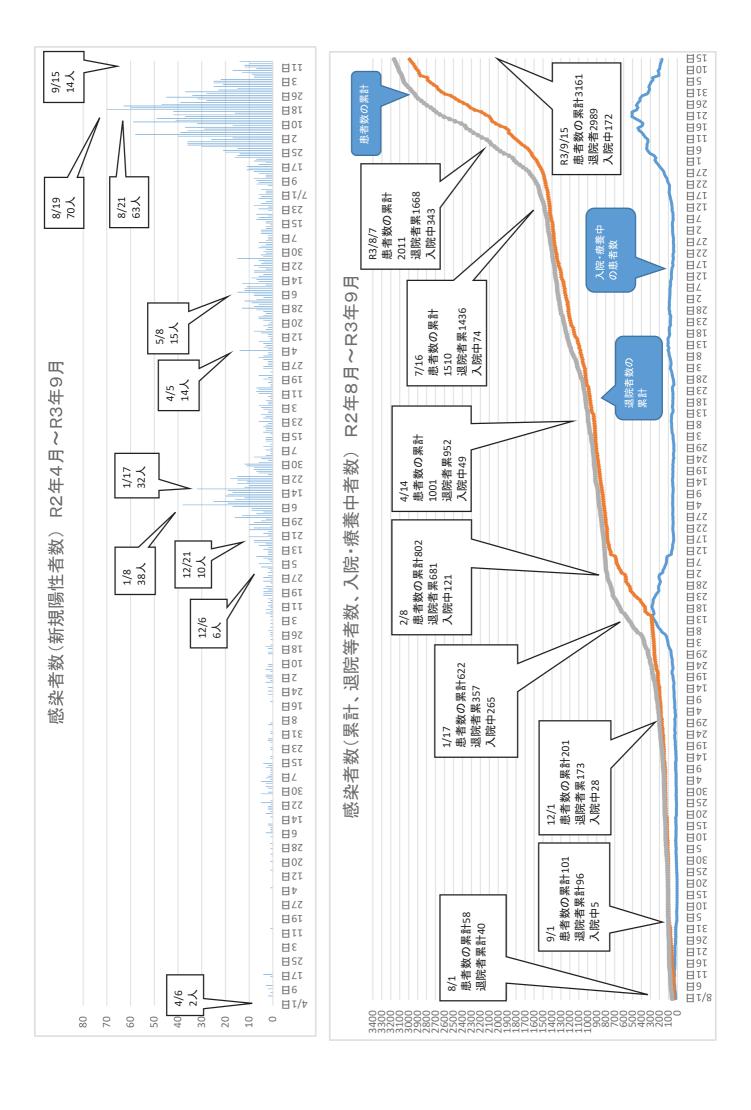
ワクチン接種事業について、最新の接種状況等に関して別紙のとおり報告が ありました。(別紙3)

立川市新型コロナウイルス感染症患者の発生状況

[令和3年9月]																													
中山村公平	1日	2日	3日	4日	19	日9	8 日2	6 日8	9日 10	0日11	1 E	2日 13	10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 23 H 24 H 25 H 26 H 27 H 28 H 29 H 30 H	日 15	∃ 16	3 17E	3 18E	1 19 E	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	182	日67	日0
米小部ム次口	(米)	€	領	Ĥ	Ξ		3	(米)	<del>\(\)</del>	(条)	<del></del>	<u>(</u> )	(土) (日) (月) (水) (水) (金)	<b>永</b>	*	(金)	<u>H</u>	<u>=</u>	(土) (日) (月) (水) (水) (木) (金) (土) (日) (月) (水) (水) (木) (木)	3	(米)	€	<b>領</b>	Ĥ	(H	<u>E</u>	3	<b>₹</b>	€
新たな患者数	25	21	25	25	22	∞	∞	6	13	17	7 1	1 1	17 7 12 12 10 14	0 14	-														
患者数の累計	2958	2979	3004	3029	3051	2979 3004 3029 3051 3059 3067 3076 3089	3067 3	3076		106 31	113 31	125 31	3106 3113 3125 3137 3147 3161	47 316	11														
退院等者数の累計	2639	2670	2686	2723	2758	2670 2686 2723 2758 2788 2791 2870 2883	2791 2	870 2		892 26	316 29	331 29	2892 2916 2931 2949 2971 2989	71 298	61														
入院・療養中の患者数	319	309	318	306	293	309 318 306 293 271 276 206 206	276	206 2		14 1	97 1	94 18	214 197 194 188 176 172 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	76 17.	2 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
[令和3年8月]						1	1	1			1	-	-	-	-	-							1	1	1				

「この十つまる」																														
由占知公丰口	1日	2日	3日	4日	12日	日9	1日	8⊞	9日	10日	11 🛭	2日1	3日1	.4目1	5日 1	6日 1	7日 1	8日 1	9日 20	0日21	. H 22	11E 12E 13E 14E 15E 16E 17E 18E 19E 20E 21E 22E 23E 24E 25E 26E 27E 28E 29E 30E 31E	B 241	3 25E	3 26E	3 27 E	3 28E	3 29 E	30E	31日
米が町4枚ロ	( <b>B</b> )	<u>E</u>	(月) (米) (米)		€	(報	Ĥ	<u> </u>	Ê	3	<del>(</del> 米)	(米)	(報)	(土) (日) (月) (米) (米) (木)	<u>(E</u>	<u> </u>	<b>₹</b>	(¥		(領)	E) (E	(土) (日) (月) (火) (水) (木)	<u>₹</u>	<b>★</b>	<u>K</u>	(金)		(H) (H)		3
新たな患者数	36	26	17	40	28	39	36	29	37	17	32	29	41	49	37	42	7 91	42 70	02	9 09	63 47	7 39	9 28	32	45	34	1 28	37	23	15
患者数の累計	1795	1821 1838 1878 1936 1975 2011 2040 2077 2094	1838	1878	1936	1975	2011	2040	2077		2126 2	185 2	2226 2	275 2	312 2	354 2	370 2	412 24	182 2	542 26	05 26	2126 2185 2226 2275 2312 2354 2370 2412 2482 2542 2605 2652 2691 2719 2751 2796 2830 2858 2895 2918 2933	11 271	9 275	1 279	6 283	0 285	8 289	5 2918	2933
退院等者数の累計	1561	1572 1599 1618 1629 1648 1668 1702 1739	1599	1618	1629	1648	1668	1702	1739	1767	1797	828 1	1851	1881	.884	914 1	978 2	028 20	367 20	)80 20	99 21	1797 1828 1851 1881 1884 1914 1978 2028 2067 2080 2099 2147 2185 2266 2312 2339 2390 2440 2479 2524 2601	35 226	6 231	2 233	9 239	0 244	0 2479	2524	2601
入院・療養中の患者数	234	249	239	260	307	327	343	249 239 260 307 327 343 338 338 327	338		329	357	375	394 4	128 4	140 3	363	84 4	15 4	62 50	)6 50	329 357 375 394 428 440 392 384 415 462 506 505 506 453 439 457 440 418 416 394 332	6 45	3 439	9 45	7 44(	0 418	3 416	394	332
[令和3年7月]																														

東京都公表日	18	2日	3日	4日	9日	日9	7日	8日8	9日 10日	_	1日1	2日13	3日 14	11 H   12 H   13 H   14 H   15 H   16 H   17 H   18 H   19 H   20 H   21 H   22 H   23 H   24 H   25 H   26 H   27 H   28 H   29 H   30 H   31 H	日 16	日 17	日 18	日 19	10Z E	3 21E	3 22 E	123E	24B	25 H	26 H	27E	28E	29 B	30日	31日
	€	領	<del>(</del> <del>+</del> )	$\widehat{\boldsymbol{\Xi}}$	<u>(E)</u>	3	<del>文</del>	<u>€</u>	<u>(</u>	<u> </u>	<u>(E</u>	<u> </u>	<u>ن</u> ﴿	(月) (水) (水) (木) (金) (土) (日) (月) (水) (水) (水) (祝) (石) (日) (日) (日) (日) (八) (水) (木)	(大)	(†)	<u> </u>	<u>E</u>	<u>₹</u>	*	(発)	(発)	$\widehat{\mathbb{H}}$	(H)	<u>E</u>	<u>3</u>	<u>¥</u>	€	( <del>御</del>	Ĥ
新たな患者数	2	9	3	3	2	0	2 7	7	9	7	8 3 3 6	က	က	3 9	3 1.	1 1	0 1:	9	8 11 10 11 6 3 8 7 16 15 14 20 21 15 30 37	∞	7	16	15	14	20	21	15	30	37	36
患者数の累計	1432   1438   1441   1444   1449   1451   1458   1464	1438	1441	1444	1449	1449	1451	458 1	464 1	1471 14	179 17	182 1	185 14	1479 1482 1485 1491 1499 1510 1520 1531 1537 1540 1548 1555 1571 1586 1600 1620 1641 1656 1686 1723 1759	99 15.	10 15;	20 153	11 153	154	0 154	8 155!	1571	1586	1600	1620	1641	1656	1686	1723	1759
退院等者数の累計	1381	1385 1389 1391 1393 1396 1406 1410 1416	1389	1391	1393	1396	1406	1410 1	416 1	1422 14	422 14	124 14	125 14	1422 1424 1425 1428 1432 1436 1440 1445 1446 1452 1460 1468 1471 1476 1484 1488 1497 1505 1517 1530 1548	32 14;	36 14	40 144	147	145	2 146	0 146	3 1471	1476	1484	1488	1497	1505	1517	1530	1548
入院・療養中の患者数	51	53	52	53	26	53	45	48	48	49	37 [	9 89	30 (	57         58         60         63         67         74         80         86         91         88         87         100         110         116         132         144         151         169         193         211	7 7.	4 8	98 0	9:	38 1	88	87	100	110	116	132	144	151	169	193	211





### ナウイルス感染症にかかる (第5彈 緊急対応方針 立川市 新型コ

令和3年9月16日



### はでめに

- 新型口 コナウイルス感染症対策に取り組んでまいりました。 ▶本市では、現在まで4回の緊急対応方針を決定し、
- 者数の高止まり、ワクチンの全世代への接種加速などの社 首都圏を含む一部地域では、緊急事態宣言が令和3年9月 30日まで延長され、さらに医療提供体制のひつ迫、重症 会情勢の変化に対応する必要があります。
- 取り組みを拡充 ▶そのため、第5弾の緊急対応方針を定め、 してまいります



### ~쾚5 ~"オールたちかわ"でこの難局を乗り越えるための緊急対応・第!

# 緊急対応策としての4つの柱

- 地域医療・地域福祉事業にかかる取り組み
- 地域住民人市民生活にかかる取り組み
- 地域経済と新たな環境づくりにかかる取り組み
- 4. 感染予防対策の取り組み

→これらの支援を着実に実行するために、速やかに補正予算案を 提出し取り組んでまいります。

# 地域医療・地域福祉事業にかかる取り組み



新型コロナウイルスワクチンの全世代向け接種の加速等

拡充

(一部予算化済み、補正予算案 約2億2,000万円)

- →12歳から18歳までの年齢層への接種、妊婦への検診時等における優先接種を実施します
- →夜間接種や予約なしによる集団接種と個別接種を通じて希望する方の接種を加速します

### | 自宅療養者等への支援

### 新規

| (一部予備費対応済み、補正予算案 約1,400万円)

- 自宅療養者への食料品等の提供やパルスオキシメーターの貸与を行います。
- →入院後、軽症となり、自宅療養が可能となった方に交通手段を提供します。

## ■ 電子図書館の臨時利用者IDの発行

### 新規

- →市内在住でコロナ禍で外出自粛をしている方や自宅療養者に対して、臨時利用者IDを発行
- ふるさと納税「新型コロナ対応市内医療機関・医療従事者

### R 3新規

応援プロジェクト」(第2弾)準備

### 【主な継続取組】

▶ 介護施設等におけるPCR検査等補助、在宅要介護者受入体制整備支援

# 2地域住民と市民生活にかかる取り組み



2021年新成人対象交流事業の実施

新規

(予算化済み)

→「2021年成人を祝うつどい」を会場開催できなかったため、2020年に新成人となった方を対象に11月27日に子ども未来センター広場で交流事業を実施します。

(予算化済み)

→たましんRISURUホールで開催される、「2022年成人を祝うつどい」について、大ホールの式典の様子を、小ホールに中継し、新成人の受け入れ態勢を整えるとともに、後日式典内容をオンラインで配信します。 R3新規 2022年成人を祝うつどいでの会場中継の実施

家庭ごみ収集事業

R3新規

(予算化済み)

→新型コロナウイルスの感染リスクを抑えるため、令和2年度と同様、指定収集袋を宅 配便で減免対象者に配布します。

(主な継続取組)

▶ 生活困窮者自立支援金の継続支給

# 地域経済と新たな環境づくりにかかる



### 取り組み

| 中小事業者事業継続支援金事業 |

新規

(補正予算案約1億1,300万円)

→アクリル板の設置や消毒液の購入、テイクアウト等新たなサービスの導入等、感染症

の影響により中小事業者が取り組んだ経費に対し、支援します。

|(補正予算案約400万円)

新規

地域学習館へのWi-Fiの整備

→地域学習館6館にWi-Fiを整備し、コロナ禍での生涯学習を支援します。

[主な継続取組]

▶ 地域経済活性化キャンペーン事業(対象店舗でのキャッシュレス決済で最大30%還元 9/1~9/30)

立川エール「くるりんスタンプラリー」の開催 (9/17~12/19)

市民課と窓口サービスセンターにおけるセルフレジ導入・キャッシュレス決済の準備



## 感染予防対策の取り組み

新規 学校におけるC02センサーの導入| →CO2濃度の見える化により、適切な換気が実施できるよう学校の教室にCO2センサーを導入します。

(補正予算案 約1,700万円)

感染予防物品購入

(予備費対応)

→公共施設(本庁舎や子ども未来センターなど)での感染拡大防止のための物品等を購 入して適切に対応します。

### 新型コロナウイルスワクチン接種について

### 1 接種状況 (年齢別)

令和3年9月13日現在

年齢	対象者数	1 🖪		2 🖪	回目
┼─────────────────────────────────────	刈豕日奴	接種人数	接種率	接種人数	接種率
90 歳~	2,667 人	2, 187 人	82.0%	2,076 人	77.8%
80 歳~89 歳	11,921 人	10.591人	88.8%	10,255 人	86.0%
70 歳~79 歳	21,279 人	18,818人	88.4%	18,307人	86.0%
60 歳~69 歳	19,009人	15,353 人	80.8%	14,319人	75.3%
50 歳~59 歳	26, 304 人	18,590人	70.7%	15,406 人	58.6%
40 歳~49 歳	28, 494 人	17,682 人	62.1%	12,112 人	42.5%
30 歳~39 歳	22.911 人	10,329人	45.1%	4,000人	17.5%
20 歳~29 歳	22.140 人	8,132 人	36.7%	3,754人	17.0%
12 歳~19 歳	12,490 人	5,897人	47.2%	1,088人	8.7%
合計(12歳以上)	167, 215 人	107,579人	64.3%	81,317人	48.6%
65 歳以上	45,536 人	39,678 人	87.1%	38, 443 人	84.4%
12 歳~64 歳	121,679 人	67,901 人	55.8%	42,874 人	35.2%

※ この表の数値は、9月13日時点の国のワクチン接種記録システム(VRS)に登録済の値で、本市の場合、接種から登録までに2週間程度のタイムラグがある

### 2 接種率向上対策

(1) **妊産婦優先接種**: 8/30(月) 開始

妊婦健診時等に通常の予約枠とは別に接種可能な機会を設定 (妊婦及びそのパートナーを対象、産科医療機関3か所)

(2) 乳幼児一時預かり: 9/7(火)開始

集団接種会場で子育て世代向けに、乳幼児の一時預かりを実施 (生後6か月程度~就学前児童)

(3) 予約不要: 9/7(火)開始

集団接種会場で接種枠に空きがある場合は、予約なしでも接種可能 (接種券と身分証明書を持参)

(4) 全年齡対象: 9/7(火)開始

集団接種会場で12歳以上の全年齢を対象

(15歳以下は保護者同伴)

(5) 市内在学生対象: 9/11(土)・12(日) 実施

大規模接種会場で市内在学の高校・大学生を対象 (9校)

(高等学校6校:立川、立川国際・砂川、立川ろう、昭和第一、立川女子)

(大学3校:国立音楽、東京医療保健、東京女子体育)